

(スペイン民法) 全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/codigocivil.html> です。

(令和4年10月見直し修正)

第3編 所有権取得の各種様式

(前おきの規定)

第609条 所有権は、先占で取得される。

財物についての所有権及びその他物権は、法律により、贈与により、有遺言および無遺言の相続により、並びに、引渡しを介しての一定の契約の結果により、取得および移転される。

更に、時効により取得できる。

第1章：先占

第610条 (2021年改正、2022年施行) 狩猟および漁猟の目的たる動物、埋蔵物並びに遺棄動産のような性質上領得可能で所有者がいない物は先占で取得される。

第611条 (2021年改正、2022年施行) 道に迷った動物を発見する者は、その所有者またはその世話に責任を持つ者に、その身元を知っている場合、引き渡さなければならない。

2. 前項の規定を除外して、発見されたその動物が虐待または遺棄の目的であるという根拠ある様子の場合は、発見者は、管轄する当局に当該事実を直ちに通知して、その所有者またはその世話に責任を持つ者への引き渡しを免れる。

3. 所有者またはその世話に責任を持つ者に動物が引き渡されたら、発見の後でその世話をした者は、動物の治療および世話に向けられた費用、また、その引渡しにかかった費用の請求訴権を行使することができる。また、損害が引き起こされたらその損害を回復する権利を持つ。

4. 前各条の規定は、適用される特別法制が設定するものを損なわないと解される。

5. 本条の規定は、本法典の第612条および第613条に規定される場合には適用されない。

第612条 (2021年改正、2022年施行) 蜂の群の所有者は、他人の土地上に、発生した損害をその占有者に賠償して、蜂を追う権利を有する。土地が囲われている場合は、それに侵入するには所有者の同意が必要である。

群蜂の所有者が2日連続して群を追わなかったとき、または、追うのを止めるときは、土地の占有者はそれを先占または留置できる。

第613条 鳩、兎および魚がその飼養所から異なる所有者に属する他の飼養所に移ると、それらが策略または詐欺で引込まれなかった場合は、その者の所有物となる。

第 614 条 他人の所有土地の中で埋蔵物を偶然に発見した者は、本法の第 351 条が譲許する権利を獲得する。

第 615 条 埋蔵物でない動産を発見した者は前占有者に返還しなければならない。この占有者が知れない場合は、ただちにその発見地の市町村長に供託しなければならない。

市町村長は、慣習的な方法で連続する 2 週の日曜日これを公示する。

その動産を毀損することなしに、または、その価値を著しく減少させる費用負担を発生させることなしに保管できない場合は、2 度目の公示から 8 日経過後、所有者が現われないと、公売で売却され、その（売却）代金が供託される。

2 度目の公示の日から 2 年経過しても、所有者が現われないと、その発見物またはその代金は発見者が取得する。

この者と所有者は、各々、場合によっては、費用負担の責任を負う。

第 616 条 所有者が期間中に現われた場合は、その者は発見者に発見物の価格の 10 分の 1 を償金名義で支払う義務を負う。発見物が 2,000 ペセタを越えるときは、償金は超過部分について 20 分の 1 に減じられる。

第 617 条 その性質がなんであれ、海に投入された物、波が浜辺に持込んだ物、または海岸に生えた植物・草についての権利は特別法により決定される。